

改正

平成20年10月 6 日 条例第36号
平成21年 3 月25日 条例第13号
平成22年 3 月25日 条例第10号
平成24年12月21日 条例第43号
平成25年12月27日 条例第38号
平成27年12月22日 条例第47号
平成29年10月31日 条例第27号
平成30年 3 月23日 条例第22号
平成30年 6 月27日 条例第30号
平成31年 3 月25日 条例第 6 号
令和 2 年12月23日 条例第51号
令和 6 年12月24日 条例第38号

岩国市都市公園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、岩国市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置及び規模の基準)

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 1 条の 4 に定めるとおりとする。

(市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の基準)

第 1 条の 3 市の区域内の都市公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第 1 条の 4 市長は、次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、地域の実情を考慮し、都市公園としての機能を発揮することができる敷地面積とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4 ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるよう配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

(5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる配置及び敷地面積とする。

(設置区域の変更及び廃止)

第2条 都市公園を設置し、その区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は当該都市公園の名称、所在地、区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の2 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の3 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「令」という。)

第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積(以下「公園面積」という。)の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の規定により条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設(同法第2条第13号に定める特定公園施設をいう。)の設置に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けな

ればならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に、都市公園管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を掲示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に利用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその必要が認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（有料公園施設）

第7条 有料公園施設（岩国市が管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

都市公園の名称	有料公園施設の名称
吉香公園	岩国城 岩国城索道 吉香茶室 サンライフ岩国 岩国シロヘビの館
岩国運動公園	岩国市総合体育館 岩国市テニスコート 岩国市アーチェリー場 岩国市相撲場
玖珂総合公園	グラウンドゴルフ場 研修棟 多目的グラウンド 人工芝管理棟 人工芝グラウンド
愛宕スポーツコンプレックス	野球場 ソフトボール場 陸上競技場 屋外テニスコート 屋外サンドバレーボールコート 屋外バスケットボールコート ピクニックパビリオン カルチャーセンター

2 有料公園施設の設置及び管理について必要な事項は、別に定める。

（公園施設の設置、管理等の許可の申請書の記載事項）

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）公園施設設置の許可を受けるとき。

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 施設の管理者を別に定めるときは、その氏名、住所及び職業
- ケ その他規則で定める事項

（2）公園施設管理の許可を受けるとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理する公園施設

- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法
- オ その他規則で定める事項

(3) 許可事項変更の許可を受けるとき。

- ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- イ 変更事項及び理由
- ウ その他規則で定める事項

(都市公園占用許可等の申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 占用許可を受けるとき。

- ア 占用物件の管理方法
- イ 工事実施の方法
- ウ 工事の着手及び完了の時期
- エ その他規則で定める事項

(2) 許可事項変更の許可を受けるとき。

- ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- イ 変更事項及び理由

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、都市公園を原状に回復すること、若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他の不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- （工作物等を保管した場合の公示の方法）

第13条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市報に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
- （工作物等の価額の評価の方法）

第14条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価額、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第15条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

（工作物等を返還する場合の手続）

第16条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を掲示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第17条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の許可又は第3条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。

（届出）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料)

第19条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料は、許可の際徴収する。

3 利用期間が引き続き1年以上にわたる場合は、市長は、年ごとに年額で徴収することができる。

(使用料の不還付)

第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた利用又は行為をしようとする者が自己の責めに帰することのできない理由によってその許可に係る利用又は行為をすることができなくなった場合その他市長が正当の理由があると認めた場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第21条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第22条 市長は、都市公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第23条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(都市公園以外の公園等についての準用)

第24条 第1条の4から前条までの規定は、都市公園以外の市が管理する公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）について準用する。ただし、条例、規則その他別に定めのある公園等は、この限りでない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条の2から第21条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第24条及び第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第24条及び第25条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条(第24条及び第25条において準用する場合を含む。)の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
- (4) 第11条第1号又は第2号(第24条及び第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第28条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の岩国市都市公園条例(昭和34年岩国市条例第16号)、玖珂町都市公園条例(昭和59年玖珂町条例第16号)又は周東町都市公園条例(昭和56年周東町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。
- 4 施行日前にした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例による。

附 則 (平成20年10月6日条例第36号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日条例第13号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の表の改正規定は、平成22

年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月21日 条例第43号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月27日 条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に
係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の
施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当
該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額に
ついては、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用
することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期
間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成27年12月22日 条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 3 月24日から施行する。

附 則（平成29年10月31日 条例第27号）

この条例は、平成29年11月 4 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日 条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 6 月27日 条例第30号）

この条例は、平成30年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日 条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に
係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の
施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当
該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額に
ついては、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用
することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（令和 2 年12月23日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の岩国市道路占用料徴収条例、岩国市法定外公共物管理条例又は岩国市都市公園条例の規定により課した、又は課すべきであった占用料若しくは使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年12月24日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第19条関係）

1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料

種別	単位	金額
公園施設の設置	1 か月につき	当該土地の価格の1,000分の 6 を超えない額の範囲内で市長が定める額
公園施設の管理	1 か月につき	当該施設の価格の1,000分の 8 を超えない額の範囲内で市長が定める額

2 都市公園を占用する場合の使用料

占用物件名	単位	金額（円）
電柱及びその支柱類	1 本 1 年につき	電気通信事業法 施行令（昭和60 年政令第75号）別 表第 1 に定める 額の例により算 定した額
街灯	1 本 1 年につき	
その他の柱類	1 本 1 年につき	
標識	1 本 1 年につき	
変圧塔	1 基 1 年につき	
鉄塔	1.7㎡ 1 年につき	
公衆電話所	1.7㎡ 1 年につき	岩国市道路占用 料徴収条例（平成 18年条例第222 号）第 2 条及び別 表に規定する額
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第 1 項第 2 号に掲げる物件	1 m 1 年につき	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 ㎡ 1 日につき	12
興行のための仮設工作物	1 ㎡ 1 日につき	20
その他のもの	市長がその都度定める額	

3 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額（円）
-------	----	-------

物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 m ² 1 日につき	60
業として行う写真の撮影	撮影機 1 台 1 日につき	600
業として行う映画の撮影	1 日につき	2,000
興行	1 m ² 1 日につき	20
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し	1 m ² 1 日につき	12
花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為	1 m ² 1 日につき	12

備考

- 1 土地の価格及び施設の価格とは、地方税法（昭和25年法律第226号）を準用して算定した固定資産評価相当価格をいう。
- 2 使用料の額が面積を単位として定められている場合において、公園の利用の面積が1 m²未満のときは1 m²とし、またその面積に1 m²未満の端数があるときは、その端数は1 m²として計算する。
- 3 使用料の額が年を単位として定められている場合において、公園の利用の期間が1年未満のとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、なお1か月未満の端数があるときは、その端数は1か月として計算する。
- 4 使用料の額が月を単位として定められている場合において、公園の利用の期間が1か月未満のときは1か月とし、またその期間に1か月未満の端数があるときは、その端数は1か月として計算する。
- 5 公園の利用の期間が1か月未満のものに係る使用料の額は、前各号の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。